

●指定管理者制度と、従来の管理委託制度

	指定管理者制度（新制度）	従来の管理委託制度（旧制度）
管理運営主体	・民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く）	・公共的団体又は自治体出資法人に限定
権限と業務の範囲	・施設の管理権限を指定管理者に委任するもので、指定管理者が施設の利用許可を行うことができる。ただし、施設の目的外使用許可は町が行う。	・施設の管理権限及び責任は町が引き続き有するもので、管理受託者は施設の利用許可を行うことができない。
	・利用料金を、指定管理者自らの収入として収受することができる。	・利用者からの使用料は、町の収入となる。
選定方法	・原則として公募し、候補者を選定後、議会の議決を経て指定（行政処分）	・特定団体を指定（委託契約）

では、住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が法律で義務付けられています。これは、町が管理する場合も指定管理者が管理する場合も同様です。

**施設の利用許可等は
どうなりますか？**

従来町が行っていた施設の利用許可は指定管理者が行うことになり、利用者は指定管理者に対して利用許可の申請をすることになります。

ただし、施設の設置目的以外の目的に使用する場合（自動販売機の設置等）の許可は、指定管理者が行うことはできません。

この場合は町の許可が必要になります。

指定管理者が利益をあげようとするために利用料金があがることはありますか？

利用料金は、町の条例で定めた金額が上限となりますので、指定管理者が条例の上限

を超えて料金を引き上げることはできません。

そのほか、利用時間や休館日など、施設の管理運営についての基本的な事項も町の条例で定められており、指定管理者が勝手に変更することはできません。

指定管理者がこれらを変更する場合は、事前に町の承認を得る必要があります。

町では、利用者の利便性を第一に考え、承認するかどうかを決定します。

施設の安全管理が厳格化されることはありますか？

施設・設備の点検業務やサービスの内容など、施設運営の仕様（水準）は町があらかじめ設定しています。

指定管理者が施設の管理運営の方法を変更する際は、町が設定した水準を満たした上で行うこととなります。

また、町も施設の設置者としての立場から責任をもって対応することになります。

問い合わせ 企画課 企画政策係 ☎ 46-1371

夢大使
リレー通信
③

南三陸の風景に魅せられ写真を始めました

各地で活躍する南三陸町夢大使の皆さんの声を届けする「夢大使リレー通信」を連載しています。今回は、七十七銀行志津川支店の元支店長で現在（関）七十七カードに勤務、アマチュア写真家としても活躍する藤島純七さんです。



夢大使
ふじしま じゅんしち
藤島 純七さん（仙台市）

旧志津川町に平成12年から3年間勤務、志津川・歌津のすばらしい風景に魅せられ、写真を始めました。以来、私にとって南三陸町は「ふるさと」になりました。

先日、はからずも、「在仙志津川会総会」にて、個展「懐かしの志津川・歌津写真展」の機会をいただき、約30点を展示いたしました。ご出席の皆様からも熱心に「ご覧いただき、「荒砥小学校」ほか『自宅に写真をかざり、いつまでも故郷を忘れないようにしたい』というお話しもあり、つたなき作品でしたが、ほとんどご希望の方に差しあげました。大変光栄なこと였습니다。

今後も『南三陸町夢大使』として微力ながら、南三陸町の美しい風景、おいしい海の幸、山の幸、そして温かい人情の宿などをPRしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。